

第三十四回国会 衆議院 商工委員會議録 第十七号

昭和三十三年三月十六日(水曜日) 午前十一時六分開議

出席委員

- 委員長 中村 幸八君
- 理事大島 秀一君 理事小川 平二君
- 理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君
- 理事南 好雄君 理事田中 武夫君
- 理事武藤 武雄君
- 江崎 眞澄君 岡本 茂君
- 田中 榮一君 野田 武夫君
- 渡邊 本治君 板川 正吾君
- 勝澤 芳雄君 小林 正美君
- 多賀谷眞慈君 八木 昇君
- 和田 博雄君 加藤 鐵造君
- 北條 秀一君

出席國務大臣

- 池田 勇人君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 内田 常雄君
- 通商産業事務官(大臣官房長) 齋藤 正年君
- 通商産業事務官(企業局長) 松尾 金藏君
- 通商産業事務官(鉱山局長) 福井 政男君
- 通商産業事務官(石炭局長) 樋詰 誠明君
- 通商産業事務官(公益事業局長) 小室 恒夫君
- 通商産業事務官(小企業庁長官) 小山 雄二君

委員外の出席者

- 専門員 越田 清七君

三月十六日
委員中嶋英夫君辞任につき、その補欠として多賀谷眞慈君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日

中小企業の産業分野の確保に關する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一〇号)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一二号)

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一二二号)

本日の會議に付した案件

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

中小企業業種別振興臨時措置法案(内閣提出第九一号)

商工会の組織等に關する法律案(内閣提出第七六号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告があります。順次これを許します。武藤武雄君。

○武藤委員 大臣にちよつと質問いたします。前回の委員会で、このボイラー規制法の三カ年間延長の問題にからみまして、たとえば、特に火力発電関係で、三十八年度以降稼働する専焼ボイラーの設置について、この前大臣は、

これを許可しないというわけにはいかない、法律がなくなるといことが前提であるから、許可しないわけにはいかないという意味のことを言われたのです。まあいろいろわがやがございまして、どうも五十平米以下のものを解除したことによつて、経済効果の観点から、それ以上のいわゆる制限内のものも、通産省令を改正をして、許可ができるようにしたいというような意図があるといううわさがあつたもので、この間特に発言をして、その間の経過をただしたわけですが、ところが、そういう意味で通産省令を修正するつもりはない、ただ、三十八年度以降稼働する専焼ボイラーの設置について許可をしなければならぬので、その意味における通産省令の改正が必要だ、こういうふうには私はとつたのであります。先ほど理事会で与党の議員さんたちも、みなそういうふうにとつたとして、大体委員長以下そういう理解をしておつたのであります。ところが先ほど鉱山局長以下の話では、そういう原則ではあるけれども、ごくわずかのものに限つて、それがたとへば三十七年の末あるいは三十八年の初めというふうに完成した場合には、それを運転してはいけないというわけにはどうしてはいかない。だからそういうものも含めておるのだとどういふ発言がございまして、今までちよつと混乱したわけですが、これも、そこで大臣として、一われわれの方はそういうことをやってもらつては困るわけですが、実際

にはやむを得ないという事務当局の方の発言のようでありませうけれども、そういう場合に大臣として、これはそういう抜け穴が通産省令で作られて、これがじゃんじゃん認められたのでは、とんでもない、何のためにこの法律を延長されるのかわからなくなつてしまふので、その点について大臣の所見を承つてから、本法に対する賛成、反対の態度をきめたい、こう思うのです。

○池田國務大臣 ボイラー規制法の三カ年間延長の御審議を願います。われわれの真意は、どうしてもこの際、石炭鉱業の合理化をはかつて、それでわが国石炭業の安定、育成を念願するゆゑに出しておるのであります。で、それをまず第一の前提条件といたします。第二には、日本の経済の急速な発展に應じて、石炭並びに電力、いわゆるエネルギーの問題がもう一つ出てくるのであります。御承知の通り、昭和三十四年におきましては、前年に対して一割五、六分も需要がふえておる。これにマッチするためには、もちろん水力の計画的な開発をやつておるが、火力につきましても、相当の設備増加をしなければ、需要に応じていけない状況であるのであります。従いまして、石炭の合理化、需要を確保することが第一でございます。それから、電力業界におきまして、毎年計画的に相当数量の増加をはかるならば、そういう毎年石炭の消費を多くしてくれらうという条件ならば、片一方の電力需

用の増大に対処するため、やむを得ざる場合におきましては、省令を改正いたしまして、三十七年においてどうしても足りないという分については、専焼ボイラーの設置も許さなければならぬという見通しであるのであります。しかし、あくまで石炭の需要の増大、電力界における消費の増大ということを前提にいたしてありますから、そういう例外的場合がござりましたにしても、私はごく特定の場所、たとえば中部、関東、あるいはやむを得ざる場合に關西一つくらい、全体で四つ、五つくらいは専焼の分は、例外的に認めざるを得ないという状況になりはしません。繰り返して申し上げますが、もちろん石炭の需要を電力界において計画的に相当毎年々々ふやすという前提で、そうして電力の急速なる需用にマッチするために、やむを得ざる措置としてそういうことがあり得ます。あり得ますが、ごく限られた部分だけにいたしたいと考えておるのであります。

○武藤委員 これは一般の産業については、五十平方メートル以上のボイラーは、二年間は厳重に規制されるわけでありませうから、従いまして、国家資金の非常な恩恵を受けておる電力業界だけが、この必要やむを得ざるということでもワクをはすされるということになると、やはりこの間に相当の問題が出てくると思ひます。ですから、いわゆる経済効果で、その会社の利益にな

るからとかなんとかいう経済効果で、この問題に手心を加えるということの絶対ないように、今大臣の言われたように、あくまでも必要やむを得ざる場合にのみきわめて厳格に決定して行く、こういうことで、経済効果ということ、この問題に手心を加えるというよりなことのないうように、特に大臣に責任を持ってもらわなければいけないと思いますが、いかがですか。

○池田国務大臣 経済効果ならば、何も関東、中部、関西にのみ限るわけのものではないです。私が先ほど申し上げましたように、石炭の毎年の自然増加を確保しながら、片方の重油の制限を行なうためにやむを得ざる措置としてやるのでございます。お話のように、十分厳格に考えまして、特例として数力所くらいを予定しておるだけでございます。今からどこかというわけにいきません。やはりそのときの情勢を見なければならぬ。経済効果をねらうならばすぐできるわけでございます。そういう意味でありませぬから、その点は十分注意してやっていきたいと思っております。

○武藤委員 終わります。
○中村委員長 他に質疑はございませんか。他に質疑はないようでありますので、本案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 引き続き、本案について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、本案を採決

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

八木昇君より趣旨の説明を聴取することになりました。八木昇君。

○八木昇委員 私は、ただいま可決をせられた重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして附帯決議の案を提案いたしましたと同時に、その趣旨の簡単な説明を申し上げたいと思っております。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあつては、その厳正な運用を期することともに、石炭鉱業の合理化の推移を充分考慮しつつ、特に次の諸点に留意すべきである。

一、石炭新需要の拡大について、積極的施策を講ずること。

二、火力発電用重油専焼ボイラーの設置については、石炭需要の確保の観点から、必要止むを得ないもののみこれを止めるよう措置すること。

三、本法の失効後も、急激な石炭需要の減少を来たさないよう、適切な対策を講ずることとし、特に電気事業について此の点十分配慮すること。

以上でございます。この附帯決議案の一、二、三項目のそれぞれにつきましては、非常に明瞭でございますので、今さら詳しく説明を要しないのでございますが、第一項について申し上げますと、何といいたしても日本におきましてはエネルギー源が乏しいのでありまして、石炭エネルギーというものはどうしても日本にとってはきわめて重大な資源であります。特に、石油資源というものを全然持たないわが国におきましては、石炭というものが占める比重というものは高いわけでございますから、どうしても今後積極的な石炭新需要の拡大について、政府としては努力をしていただきたい。ここで私ども欲を申し上げますと、今度の国会に提案をせられております石炭合理化法の一部改正案のごときは、非常に不十分ではないか。今後これらにつきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであります。本来からいいますと、今度の法律の延長によりまして、重油ボイラーの設置制限法は昭和三十八年の十一月まで続くわけでありまして、その法律の有効期間中に、一部の火力発電所におきましては、重油専焼ボイラーが実際とどんたかかれておる。それ

は幾つかの発電所に限るといふ先ほどの大臣の御答弁でございましたが、しかし、そういふ姿があるということは、この法律の根本精神からいいますと非常におかしなことではないか。そういうことを考えますならば、もうほんとうに万やむを得ない最小限度にとどめてもらいたい。すなわち本法が生きている間に重油専焼ボイラーが稼働しているという姿は、少なくとも万やむを得ない最小限度にとどめてもらいたいという趣旨であります。

それから、第三番目はこの法律がなくなつて後のことが、私どももいたしましては非常に心配であります。そこで、この法律が時限立法であります関係上、特にこの第三項をうたいまして、その中でも特別に電気事業につきましては十分配慮を今後とも続けてもらいたいという趣旨でございます。何とぞこの趣旨を了とせられまして、本委員会が満場一致の議決となりますことを望みますと同時に、通産当局におかれましては、この趣旨を忠実に御履行下さいますようお願いいたします。

○中村委員長 ただいまの動議に對し発言の通告があります。これを許します。武藤武雄君。

○武藤委員 私は、自由民主党、社会党、民主社会党を代表いたしまして、賛成の討論をいたしたいと思つております。ただいま提案者から提案された内容につきましては、これ以上補足する必要がございませんが、どうか一つ、今石炭界あげて努力しておる合理化の実績が、この法案施行後、その需要が十分確保されるように、あらゆる面から通産当局において行政指導をされませ

ことを特に希望いたしましたして、賛成の討論にかえたいと思つております。

○中村委員長 採決いたします。ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

この際、通産産業大臣の発言がありますので、御発言を願います。池田通産大臣。

○池田国務大臣 ただいまの御決議はまことにごもつともでございますが、私といたしましては、御決議の趣旨に沿つて行政を行なつていきたいと思つております。

○中村委員長 お諮りいたします。ただいま可決いたしました本案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次に、中小企業業種別振興臨時措置法案、商工会の組織等に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

前回は引き続き、質疑を続行いたします。北條秀一君。

○北條委員 私は、商工会の組織等に関する法律案については、通産大臣の所信を承りたいのであります。

善でありますとか、産業の基盤の強化等について説明をされておるのであります。この商工法案は、一にかかって中小企業の振興というものを中心の眼目としておると考えるのであります。それにつきまして、まず、中小企業の振興々々というけれども、現実においては、中小企業はその経営の不安に悩んでおるといふことを、通産大臣は今まで言っておられると私は思いますが、それでは一体経営の不安に悩んでおる中小企業に対して、通産大臣としては、言われるように、その体質の改善と産業基盤の強化という二つの問題について、具体的にどういふふうな対策を講じていこうとされておるのであるか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

○池田国務大臣 今われわれの当面している一番の問題は、所得格差、それが業種別、地域別に非常に多いということでございます。これを縮小して参らなければなりません。そこで、業種別の格差、企業形態別の格差、これを是正するために、その一助として商工会法の制定を行なわんとしておるのであります。御承知の通り、中小企業、ことに零細企業は、お話のごとく基盤が非常に弱うございます。それは金融面におきましても技術面におきましても弱いのでございますから、これをいろいろな角度から育成していこう。金融面につきましても、ずっと以前からありました中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、あるいは組合を単位としております商工中金、こういったものの育成をはかっておるのであります。こればかりでも足りませんので、信用を確保するという意味におきまして、

信用保険公庫を作りまして金融に對しましての道を開いておるのであります。また、金融ばかりでなしに、やはり弱体のものでありますから、これを組織により強化していくということも必要でございます。従いまして、中小企業団体組織法とかいろいろな法律を設けてやっておるのであります。また、最近の近代化の問題につきまして、近代化助成法をやり、あの手この手で上からの手は伸ばしておる。しかし、下から盛り上がる力をまたつけないければいけないというので、この商工会法あるいは中小企業の業種別の臨時措置法、こういったものを設けて、あらゆる方面からこの弱体なものを強化していこう、こう考えておる次第であります。

○北條委員 たいだいまの大臣のお話の中に金融の問題が出て参りましたが、この点について、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、商工中金、国家資本をバックにした金融機関が種々ございますが、これらの金融機関があることはある。確かに国民金融公庫は満十周年になりまして、相当実績をあげたことは明らかでございまして、十分な貸付をしていられるかということになると、三十五年度に中小企業金融公庫は、あなたの方で言われておりますように七百五十億の貸付金を出すのでありますけれども、直接貸付は百四十億であつて、あとはみんな代理貸しになっておるのであります。この代理貸しというところが非常に大きな問題があると思つておられます。すなわち、代理貸しは一般の市中銀行なりあるいは相互銀行、こういったものが扱って

るのでありますから、こういうことになって参りますと、代理貸しというものは、そつと市の中の銀行が自分の営業ベースの上で貸し付けておるといふのが実情ではないか、こういうふうには考へます。そこで、どうしても直接貸しを多くしなくちゃならぬということが、当然の帰結になつて参りますし、また、貸し出しが多くなれば中小企業が実際に金融の道をととのえるというところは不可能であると考えるのであります。ところが、今日国民金融公庫は全国でわずか九十そこその支店しかございせんし、中小企業金融公庫においては十の支店もないというより現状であります。これについて、もっとその支所をふやして直接貸しを多くすることが現状最も必要ではないかというふうに考へるのであります。この点についてどういふふうにお考えになるでございましょうか。

○池田国務大臣 中小企業金融公庫は、御承知の通り、当初は直接貸しを主にしていないことで出発したのであります。実情に沿わないことはお話を通りでございますので、徐々に支所をふやすようにいたしております。しかし、何分にもこのこと自体によつて、相互銀行あるいは信用金庫あるいは一般の中銀行等の代理貸しもまた廃すべきではない、やはり両面からやつていくことが適当じゃないか、こう考へておられます。もちろん代理貸しになりまして、金利は借りの高くする傾向がございまして、こういうことは協力する各種金融機関が中小企業の立場を考へて、その手数料を安くするとか何とかがしていくより仕方がない。あまり支店

をふやしましても私は効果が上がらぬのじゃないか。しかしふやさぬという意味じゃございせん。徐々にこれは直接貸しをふやしていくような方向にいくべきものだと思います。

○北條委員 支所をふやさぬという意味ではないということでございますが、先ほど私が申しましたように、支所がどんどんふえてくれなければ実際に困るんだ。代理貸しの実情については通産大臣十分御承知であらうと思つておられます。先般も当委員会において内田政務次官が、この二つの公庫については、わが政府としては自慢の政策であるというふうには、大いに氣を上げておられたのであります。それは確かに自慢の政策ではあるかと思つたのであります。代理貸しということが一歩問題だと思つて。そこで今支所をふやすということについて、もっと積極的な態度を確立していただけないか、そういうことについて重ねて私は質問したいのであります。

○池田国務大臣 これはやはり人員その他の関係から、私はそれはふやさぬというのじゃございせんが、そう各府県にとりわけにも今のところいかにないんじやないかと考へておられます。なお中小企業金融公庫は三十五年度におきましては静岡に支店を設ける、それから京都と神戸に出張所を二カ所設けることになっておられます。徐々にふやしては参りますが、直接貸しを主とするために支店をどんどん設けるといふところまでは、まだいっていないと思つておられます。

○小山(雄)政府委員 中小企業の技術向上のために、いろいろな手だてがあるわけでありまして、その中で公立の試験研究機関の設備をよくしまして、これを中心として中小企業の技術指導をするという方策を中心としてやっておるわけでありまして。公立の指導研究機関は昔からあつたのでございまして、昔々まされた当時は非常に意義を持っておつたわけですが、中だるみと申しますか、一時はあまり相手にされないというふうなことで、その機械設備その他は相当古ぼけておつたという時代があつたわけでありまして。ところが最近技術向上の意欲と云ふものが中小企業にも相当盛り上がつてきました。最近ではこの要望と云ふものが、公立試験研究機関の機械設備を近代化して、これを中心として技術指導をして参りたいという要望が非常に多いわけでありまして。一昨年から始めまして、一昨年は一カ所、昨年度は十六カ所、三十五年度は予算的には半額補助いたしまして一億二千五百万円、個所としては二十七カ所の公立試験研究機関の機械設備の近代化ということをやりました。これを中心として中小企業の技術向上を指導して参りたいというわけでありまして。

○北條委員 その次に大臣にお伺いしたいのであります。商工会を今度作ることにつきまして、先日木本会議場

一部お伺いしたのでありますが、商工会と商工委員所との関係でございます。今度は商工委員所の区域内においては、小規模事業者の振興対策を商工委員所にやらせるのだという事でございしますが、これははたして商工委員所がそういうことができるか、できないかという、そういう考え方の問題だと私は思うのであります。商工委員所については、すでに私からここで言うまでもなく、経済の歴史をひもとけば、今日商工委員所はという経路をたどってきたかということがわかるわけでありまして、従ってそういう点からいたしまして今日の商工委員所というものは、ほんとうに中小企業あるいは小規模事業者に対して対策を立てるだけの能力がないというふうに私は考えるのであります。たとえば一体、日本における一番大きな東京商工委員所にいたしましたも、一体それがこれだけの仕事を昨年したか、あるいは今年したかというふうなことをつぶさに検討してみますと、私はほとんどもの数ではないのではないかと、今日まで政府として各地にあります商工委員所、そういう小規模事業者の振興をはかるためにいろいろ補助金を、あるいはそれに對する協力をされてきたという事でございしますが、そういう補助金なり協力は、どういふふうな具体的なことをされておるか、この点についてこの際お聞きしたいのであります。

その相談部が主として中小企業者に対しての指導、あつせん等をいたしておるのでございます。商工委員所におきましての全国の相談所は四百数十カ所持っております。そして先ほど申しました指導、あつせんとか、あるいはその内容を申しますと、社会保険に關する事務とか、あるいは中小企業者の従業員退職制度の実施によりまして、その退職制度の世話とか、あるいは金融のあつせん、あるいは信用保険のあつせん、講習会を開くとか、いろいろやっておりますのであります。私は今回商工委員法を制定願ひまして、町村におきまするいわゆる零細企業の指導、あつせん、都市におきましてもこの相談所あるいは今度は大都市では区に支所を設けて、こういうものを使って従来にも増して積極的に指導、あつせんをやつていきたい、こう考えております。

○北條委員 たいだいま中小企業者が商工委員所の会員の七割を占めておるという事でありますが、それは地方の小都市であつて、六大都市、ことに東京の場合には約三十万近い中小企業者がおりますが、商工委員所の会員は、わずかに四千足らずだと私は記憶いたしておりますが、ただいま大臣の言われたことは政府に都合のいい、すなわち地方都市のことだけをのさばつたのであつて、大都市のことは全然無視しておられないと思ひますが、いかがでございますか。

○池田國務大臣 たいだいま申し上げましたのは商工委員所の全国平均でございます。

○北條委員 それでは、具体的に先ほど質問したのでありますが、東京の商工委員所に対して、政府は中小企業、この小規模事業者の振興をはかるために補助金を出しておられましょるか、おられるとすれば、どれだけ出しておられましょるか。

○松尾(金)政府委員 東京商工委員所におきましては現在中小企業相談の關係に、約十九名の者が従事しております。そのうち国の補助金を受けておりますのは、約二名分に当たります。二十四万円の補助金を従来受けておるのであります。

○北條委員 二十四万円の補助金を与えて、東商は何人かの人を動員されて、都内の三十万の事業者の振興をはかつていくというの、あまりにも貧弱だといふ一言に尽きると思ひます。そういうふうな過去の実績しかないと思はれるのであります。従つて、そういうふうな実績しかない東商が都内の中小企業者の振興をはかるといふことは、とうてい不可能なことだといふふうに考へますが、大臣はこれは可能だといふふうに考へておられるかと思ふのであります。

○池田國務大臣 都内の中小企業者に対しては、商工委員所が今十九名の職員をもつてやつております。また東京都としても相当の施策を講じております。私はこういう実績から考へまして、今回商工委員法を制定して、積極的に商工委員所を指導していく必要がある、こう考へておるのであります。

○北條委員 それでは少し先走つた話になるかもしれませんが、今度の商工委員法を作つたに当たつて、三億九千二百万円ですか、補助金を出されるわけですが、それが、そういういたしますと、今東京のことを問題にいたしました、一体三億九千二百万円のうち、どれだけの分が東京あるいは六大都市に持つていかれるつもりなのか、この点について、的確なことは言ひにくいでしょうが、どういふふうな考へか、お伺ひしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 今回の商工委員所及び商工委員所における中小企業指導のための普及員を配置いたします基準は、予算的には中小企業者七百人に一人という勘定になつております。ただ、これは先般も大臣からお答えがございましたように、大体業者の密集度その他の関係からいまして、都市の方は割に少なく、郡部の方に割に多くということ、大体三百人ないし五百人の間のところを普及員一人という基準で配置したいと考へております。三百人ないし五百人に一人にいたしました、通増分何人に対して一人といふような計算をいたして参りたいと思ひます。その基準でいきますと考へております。その基準でいきますと、東京あたりは總体的には少なくはなつて、われわれの今試算いたしておりますところでは、東京で約九十数名程度という勘定になります。現在十九名程度で、相談所をかまえておられますが、今後はその九十名を各支部に配置いたしまして、中小企業者のそばに、積極的に相談に乗つて指導していきなすといふ体制をとつていきたいと思つております。

○北條委員 大臣にお伺ひいたしますが、町村が合併して市になりますと、市の行政というものは商工委員所に重点が移行してくるわけですが、従つて各地に五百幾つかあります市は、商工委員所というものが行政の中心であらうと思ふ。これらの市には多く商工委員所はございしますが、商工委員所が実際にやつておる仕事と、東京の場合は東京都であり、各地方は市になります。ここにあります商工委員所あるいは商工委員所というものが、予算的にも人員的にもはるかに大きな規模を持つておつて、商工委員所よりもそういう市の方がはるかに積極性を持つておると思ふのです。その指導育成という点においても、自分の市の繁栄という点から考へますし、私は非常に熱意があると思ふ。その方が実際に商工委員所を進めていく上において、実力があるんじゃないかといふふうに考へるのであります。東京都の中においても、東京商工委員所よりも東京都の商工委員所といふ所か、あるいはそこにあります商工委員所といふ所か、あるいは一連の組織がおりますが、現状においてはそういう地方自治体の方が、商工委員所をはるかに積極的に進めておるの、現実ではないかといふふうに考へるのであります。従つて、商工委員所はやつておるんだ、やつておるんだと言ひけれども、実際には、今言ひましたようにきつめて貧弱であつて、ほとんどやつてはいない。それを今度商工委員法を作つて商工委員所をやらすんだといつても、私は急にそういうものではないと考へております。それならばむしろ、東京都の場合には都にやらせる、あるいは地方の場合には府県庁にやらせる、あるいは市役所にやらせるというふうな方が、はるかに効果があがるんじゃないか。従つて補助金を出すならば、その方に出した方がいいと思ふ。

ことが言えるのでありますが、この点についてはどういかに考えにになりますか。

○池田国務大臣 お話の通り東京都におきましては、膨大な地域に各地区があるわけですから、商工会議所よりも都の商工行政の方が相当浸透しておられると思います。しかし行政の面で指導育成するという点で、別の面で業者の団体の盛り上がる力や、この二つが私は必要であると考えられるのであります。従いまして、御意見は承りますが、商工課とか商工局のあれよりも、やはり民間団体への補助が必要であると考えておるのであります。なお今回事務費を合わせて四億三千万円でございますが、何分にも当初でございますから、全国的のスタートでございますから、予算においてまだ欠けるところがあり、十分じゃないですね。しかし本年から施行いたしましたので、施行の状況によりまして、この補助金その他も今後ふやしていきたい。そしてほんとうに民間の方々がお互いに助け合っていくという気持を盛り立てていきたいという考えでおります。

○北條委員 民間の機関が中小企業の振興対策を進めていくということは、御説ごもつともであります。従ってそういう考えであります。私が先ほど来言っておりますように、例を東京にとりまして、東京の商工会議所は百年近い過去の歴史を持つておられるわけです。徳川時代からだんだん発達して参りましたが、その発達の過程からいっても、東京商工会議所では、そういった中小企業対策は、確かにやっております。昨年、ある

いは税の問題とか金融の問題、あるいは近代化の問題であるとか、そういうことについていろいろ相談も受け、指導もしております。しかし、その実情についてはよく存じませんが、私の勘から言っても、おそろしくきわめて微々たるものだと思う。それが一転して、今度商工会法ができた。そして商工会議所に魂を入れてやるということから、私は、私もどうも期待できない。でありますから、どうせ商工会を作るなら、東京などの商工会議所のあるところにおきましては、商工会を作らしたらどうか。現に商工会議所も手が回らぬので、ほとんど民間側で商工会というものを作っているわけです。ですからこの際全国的に作るんだら、同じように作らしたらどうか、こういうのが私の質問の落ちになってくるわけでありませんが、この点を直される気持はございませんか。

○池田国務大臣 原則は、地区的にやっています。その原則の上に立つて、東京都内におきましても、商工会が設けられたとしよう、相談所を設けるとか支部を設けるとかいうことで、育成していきなさいと考えております。なかなか中小企業方面はむずかしい。しかし時代の流れというものは、今百年とおっしゃいましたが、中小企業が盛り上がるにつれては、法的にも、また国民の世論としても、過去十年ぐらいたったところでございすから、これがどんどん伸びていく。だから商工会議所の加入者のうち、中小企業が少なくないと申しまして、今の東京の商店街とかあるいは業種別の団体加入を奨励いたしました。商工会というものは、一般に考えられておる大企業の懇親団体じゃないんだということに、方向を変えていくことが必要である。そういう意味におきましても、私は地域的にやっています。その構成が変わって、くような格好でやっていくべきだと考えます。ただいまの方針を改める気持はございません。

○北條委員 大へんくといふよりも、東京商工会議所は支所を作りました。最近大田区に作り、あるいはまた渋谷区に作るそうであります。私はこの新聞記事を見まして、商工会議所は今までは何もやっていたなかったもので、今度は急いでやっているので、これはどうな方式かと思っております。これからおそろしく支所を作るといふ運動が起るといふので、大阪においても、支所を作るといふので、少しくともさういふ支所を精神では、めだ。だから、商工会議所というものは、少しひどい言い方もしませんが、さういふものじゃないかと思っております。だから、さういふものにやらせてやらせる分野がある。彼らの希望してやらせる分野があるから、それならそれにやらせる。中小企業者には中小企業者として彼らの希望するところ、欲するところの方法をとらせるといふことが必要じゃないか。キリストの言葉では、必要とせんが、「一人、魚を求めぬに石をよせんや」といふ言葉がございすが、現に商工業者は商工会を作らしてくれとよくことを言っている。それに池田通産大臣は、お前たちは魚をくれといふけれどもだだ、石をやるというふうなことをやらされるか

ら、今回のようなことになるのだと思ふのですが、これはどうしても最後まで問題にならないと思ひますし、どうして私はそこは直してもらいたいのです。これは討論になりますから、先に述べさせていただきます。

そこで私はこの際、たまたまい質疑点になったので、政府委員の方に資料を出していただきたいといふことを、ちょっと申し上げておきたいのであります。商工会議所というものが、一体政府はどういうふうな補助をしているか、あるいは商工会議所というものは、一体中小企業者に対してどういった活動をしているか、あるいは税の面で、金融の面で活動しているか、こゝろについて、資料を出していただきたいと思ひます。委員長においては、さういふことについて、次で、次は私に大臣にお聞きしたいのでありますが、これも本会議で問題にいたしました、大臣から御答弁がございましたが、重ねてお聞きいたします。これは昨日おそろしく質問があったかと思ひます。あつたならば御答弁を必要としませんが、大臣は商工会の役員を三分の一は会員外からとるのだ、それは商工会の現状が、非常に人材が不足だ、だから人材を他から持ってくるのだ、こゝろにふりにおっしゃったのでございますが、これも私は考え方が違ふ。考え方が違ふば平行線をたどることは当然であります。なぜ一体商工会に、さういふことをされようとするのか、もう一度私は、くどいよう

ら、今回のようなことになるのだと思ふのですが、これはどうしても最後まで問題にならないと思ひますし、どうして私はそこは直してもらいたいのです。これは討論になりますから、先に述べさせていただきます。

○池田国務大臣 本会議でも御質問がございましたのでお答え申し上げました。通り、商工会議所は、専務理事一人を業者以外からとることになりましてあります。しかし、商工会は、地方の零細企業者の集まりでございます。各自みなその仕事を持っております。それゆゑに、専念するというわけに参りません。そこで、われわれといいたしましては、何も三分の一置けと書いています。何の置けと書いてあります。三分の三は、よそから持ってきた。三分の二は会員でなければいけぬ。三分の一は置けと法律に書いてあります。た、よそから持ってきた。三分の三は、よそから持ってきた。三分の二は会員でなければいけぬ。三分の一は置けと法律に書いてあります。

○北條委員 まさに法律はその通りでございます。そこで、商工会議所の方では、役員は全員が会員なんです。ところが、商工会議所も、同じようにみなそれぞれ仕事を持っていて、商工会議所の役員の方が、商工会の役員よりも、はるかに多くの仕事を持っていて、たといふは東京商工会議所の場合には、足立正さんが会長をされておられます。足立正さんがどんなにたくさんの公職を持つておられるかは御承知の通りでございます。商工会の役員よりも商工会議所の役員の方が、はるかに仕事をたくさん持つておる。大臣が言われ

ら、今回のようなことになるのだと思ふのですが、これはどうしても最後まで問題にならないと思ひますし、どうして私はそこは直してもらいたいのです。これは討論になりますから、先に述べさせていただきます。

ましたから、どういふ点から言えば私
はまるで逆じゃないかと思うのです。
商工会の現在の役員の方の方をはるか
に、小さな自分の分野で仕事をしてお
ります。役員としては、私は商工会議
所の役員よりも、はるかに大きな、ま
た親切な仕事をすると思っています。で
ありますから、商工会議所には会員外
から役員になつてはならないという法
律をきめるとして、商工会の方には、そ
ういふことをきめるといふことは、私
は非常に危険だと思います。そういふ
ことをやつてはいかぬ。ことに法律に
は、「これを特定の政党のために利用
してはならない。」と書いてある。そ
うすれば、今池田通産大臣が言われる
ようなことならば、あえてあつてい
ることを言う必要は毛頭ないと思つて
います。矛盾じゃないかと思つてい
ます。すなわち政党の利用に供しては
ならないという考え、そして三分の二
は会員でなくちゃならない。あとは会
員外から役員を持つてきてよろしい
というふうな規定をされておること
は、私は非常に矛盾だと思いますが、
どうですか。

○池田通産大臣 これは地方の零細企
業をもつてやる場合におきまして、た
とえば東京の商工会議所の会頭は非常
に仕事を持つておる。しかしたくさん
の仕事を持つていても、その仕事には
みな他のかわる人がありまして、何も
常にその会社へ勤めていなければなら
ぬというふうな状況じゃないというこ
とは御存じの通りです。しかしいなか
の方では経営者自身が仕事をして、専
念しておるといふような場合を私は想
像いたしました。今のうちに、会議所
では会員でなければならぬ、こう言つ

ておるときに、一人専務理事は会員外
でもいい。これは、地方の方では非常
に、一人一人というにきめなくてはな
いから、一人一人以上は会員でなけれ
ばいかぬ、こう言つておるのでありま
す。だから一人置かなくては、あるいは一
人も置かなくては差しつかないわけ
であります。この原則でございませ
ん、私は今の政党に利用されてはいけ
ないといふことに矛盾してはいない
と思つておる。

○北條委員 先日私の御質問いたしま
した点ですね。今の商工会法でありま
す、会員外から、一つの商工会に、
たとえばAならAという役員にな
る。そうするとこれは次の商工会ある
いは次の商工会、三つでも四つでも
十でも商工会の役員を兼ねることがで
きるのです。今出されておる法律案
ではできないことになるのです。

○池田通産大臣 総会の決議があれば
いいことになりませぬ。

○北條委員 一々ごもつともな話で
す。総会の決議があればいいのであり
ますが、実際は、日本の現状は、現に
われわれ置かれておる日本の政治情勢
というものは、私は、総会の決議とい
うふうなことは縛ることはできない
と思つておる。従つて邪推するわけ
はありませぬが、どうもこの商工会法
というものは、政府が自分たちの政治
基盤を作るために、実際は産業基盤の
強化でなしに、今の政府は自己の政治
基盤の強化のためにやるのだというよ
うなことになってござるを得ないの
です。そういふふうに私も見ておりま
すので、この点をも少し考え直さ
なければならない。これはまた後の修正云々の
要がある。これはまた後の修正云々の

ときに話を打ち出すつもりでありませ
ぬ。これ以上追求いたしません。
その次に私が通産大臣にお聞きした
いは、商工会議所の方は商工会議所
法という単純な表現になっておるので
す。しかしその内容は、商工会議所
と日本商工会議所の内容になってお
るわけですね。今度の法律は、商工会の組
織等に関する法律案といふことになつ
ておりました。法律を提出されたとき
には、法律の内容が不十分であつて、
即刻、翌日か翌々日か修正を出され
たといふことになっておるわけであり
ますが、そういうことを今言おうとす
るのではありませぬが、先日のあなた
の御回答の中に、全国的な組織ある
いは都道府県的な組織、地域的な組織、こ
ういふものを考へておるということ
でござつたが、その後これについて御
検討されたでしょうか、どうでしょうか。

○内田(常)政府委員 商工会につきま
しては、初めは、お話のありましたよ
うに、商工会法といふことで単純にい
うと思つたが、御承知のように大
蔵省などと打ち合わせの結果、この商
工会法の中に、商工会及び商工会議所
の行なう小規模事業者のための事業の
助成に関する規定を入れることになり
ましたので、従つて単なる商工会法
ではなく、商工会の組織等に関する法律、
こういふ長い名前にいたしました次第で
ございます。

○北條委員 それは、今私の話が少し
くどかつたものでありますから質問の要点が
はずれたのであります。この地域的
な、あるいは都道府県的な、あるいは
全国的な連合会組織といふものを考へ
られたか、こういふことを言つてお
るのです。

○内田(常)政府委員 商工会の連合会
につきましては、御承知のように現在
事実上の商工会連合会といふものがあ
るようでありませぬ。しかし今直ちにこ
れを法制化しまして、県の商工会連合
会であるとか、あるいは日本の国全体
の商工会ないし中央会を置くといふこ
とにつきましては、現在あります中小
企業団体中央会、これは各府県にあり
ますが、それとの関係もある。個々の
町村に全部一べんに作るわけではあり
ませぬが、それは二年計画になってお
りますので、それらの末端における商
工会の充実状況と、また地方の商工会
議所の今後の状況によつて考慮しよう
といふことになっておる。念頭
には置いております。

○北條委員 そうすると、現在の法律
案では、そういった連合会といふもの
は否定しているということになります
か、どうですか。

○内田(常)政府委員 否定はしてあり
ませぬけれども、その仕組みを作る
法制上の根拠も置いてありませぬ
ので、従つて、本法におきましては、連
合会を法律に基づいて作るということ
にはならないわけでありませぬ。しか
し現在あります事実上の連合会は、これ
は解散しなければならぬという規定
がございませぬので、おそらく現在の
連合会は連合会として、この法律に基
づく商工会の設立などにつきまして
も、いろいろ世話役などもいたすであ
りませぬ。今後におきまして実態に
合った措置を講ずる。その際には、こ
の法律に基づき連合会中央会とする場
合には、法律の一部改正を行なう時期

も考へなければならぬと考へており
ます。
○北條委員 法律に解散規定がないと
いうことではあります。今度のこの法
律によると、商工会という字を使つて
はいけぬのです。そうすると、現
在商工会連合会といふものがあれば、
当然解散しなければならぬといふこと
にはなりません。どうですか。

○小山(雄)政府委員 商工会といふ名
称は、名称独占といふものですが、そ
ういふ規定を設けておりましたが、その
法律を作りましたときに、法制局の方
とも相談いたしました。商工会連合会
といふ名前はいいという解釈で進ん
でおります。

○北條委員 それでは、商工会連合会
といふことは、この法律では差しつか
えないといふことなすね。
○小山(雄)政府委員 その通りでござ
います。
○北條委員 大臣お急ぎのようであり
ますから、私はまた次の機会に質問を
することにしまして、きょうは、これ
でやめておきたいと思つておる。
○中村委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は、来たる十八日午前十時よ
り理事会、十時十五分より委員会を開
会することとし、これにて散会いたし
ます。
午後零時四分散会

〔参照〕
重油ボイラーの設置の制限等に関す
る臨時措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第一号)
に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕